**黒部市総合振興計画審議会公募委員　募集要領**

**１　趣　旨**

　　　黒部市総合振興計画審議会は、市内の各種団体からの推薦者や有識者をもって構成し、行政運営の指針となる「総合振興計画」の策定に関し、調査・検討・協議するために設置される組織です。

　　　この度、第２次黒部市総合振興計画後期基本計画を策定するにあたり、市民の皆さまから幅広い意見をお聞きするため当審議会の委員を募集します。

**２　募集人員**

　　　公募による委員は６名程度とする。

**３　所掌事務**

　　　審議会に出席し、第２次黒部市総合振興計画後期基本計画の内容について調査・検討・協議する。

**４　任　　期**

　　　計画の最終答申まで（令和４年11月予定）

**５　審議会開催回数**

　　　令和３年11月から令和４年11月までの間で、全体会３回、部会４回を予定。

**６　報　　酬**

　　　会議の出席者には、日額7,000円を支払いする。

**７　応募資格**

　次の①～③のいずれの要件にも該当する方

①黒部市内に住所を有する方又は市内事業所に勤務する方で満20歳以上（令和３年４月１日現在）の方。

②平日の日中に開催する会議に出席できる方

③市が設置する他の審議会等の公募による委員でない方

**８　応募方法**

　　　黒部市総合振興計画審議会委員応募申込書及びレポート（テーマ「黒部市がこれから取り組むべきこと（800字程度）」）を下記まで提出する。

　　　（直接持参、ファックス、Ｅメール、郵送いずれでも可）

**９　募集期限**

　　　令和３年９月22日（水）まで（郵送の場合は、当日消印有効）

**10　委員の選出方法**

　　　書類選考により委員を選出する。

**11　選出結果の通知**

　　　選出結果は、応募者全員に対して通知する。

**12　申込み・問合せ先**

　　　　黒部市役所企画情報課　西田

〒938-8555　黒部市三日市1301番地

　　　　TEL：0765-54-2115　FAX：0765-54-4461

　　　　E-mail ：kuniji-nishida@city.kurobe.lg.jp

令和３年　月　日

**黒部市総合振興計画審議会委員応募申込書**

　黒部市総合振興計画審議会委員に応募します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 男・女 | 職　　業 |
| 氏　　名 |  | （勤務先：　　　　　　　　） |
| 住　　所 | 〒 |
| 生年月日 | 明・大・昭・平　　　年　　　月　　日（　　　歳） |
| 電話番号 | 自宅電話（　　　　－　　　　－　　　　）携帯電話（　　　　－　　　　－　　　　） |
| 応募動機 | ※応募動機を具体的に記載願います。 |
| 関心のある分野 | 分野(※) | ①環境・安全　②産業・観光　　③都市基盤　④健康・福祉　⑤教育・文化　⑥協働・行財政　⑦その他（具体的に） |
| １番目に関心のある分野　　　　　　　　　　　　　　　　　　２番目に関心のある分野　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

(※)分野説明

①環境・安全〔自然環境、環境対策、防犯、防災対策〕　②産業・観光〔地域産業、観光、労働、雇用等〕　③都市基盤〔道路、上下水道、公共交通等〕　④健康・福祉〔保健、医療、子育て支援、地域福祉等〕　⑤教育・文化〔学校教育、生涯学習、文化・スポーツ等〕　⑥協働・行財政〔協働、男女共同参画、健全財政、情報〕

記入にあたっての注意事項

１　住所、年齢等は、令和３年４月１日現在で記入してください。

|  |
| --- |
| 申込み・問合せ先黒部市役所企画情報課〒938-8555　黒部市三日市1301番地　TEL：0765-54-2115　FAX：0765-54-4461　E-mail： kuniji-nishida@city.kurobe.lg.jp |

２　不明な点は下記までお問い合わせください。

**テーマ*『黒部市がこれから取り組むべきこと』***

　　　　　　　　　　　氏名

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |